

## 優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価の方法と実施 (スクリーニング評価に準じた評価)

### 1. 目的

スクリーニング評価は、一般化学物質ごとに「人健康影響」と「生態影響」に係る2通りで行うこととしているため、以下の3通りの優先評価化学物質が存在する。

- ①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質

その結果、「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「人健康影響」のリスク評価のみが進められ、同様に「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「生態影響」のリスク評価のみが進められている。

しかし、優先評価化学物質の指定根拠ではない項目についても、リスクがないとは認められないかどうかを評価することが必要である。

そこで、①と②の優先評価化学物質の指定根拠でない項目について、最新の有害性情報及び最新の暴露クラスを用いて、スクリーニング評価に準じた評価を実施し、優先評価化学物質に相当すると判定された場合、優先評価化学物質の指定根拠に追加することとする。

(参考) 優先評価化学物質の指定状況 (平成 29 年 11 月 24 日現在)

①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	82 物質
②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	87 物質
③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質	33 物質
優先評価化学物質の合計	201 物質

### 2. 評価方法

一般化学物質と同様に、事業者からの届出情報（製造・輸入数量、用途）から推計した排出量に基づく暴露クラスと、収集された有害性情報に基づく有害性クラスのマトリックス（以下「優先度マトリックス」という。）において、有害性も強く暴露の指標も大きい優先度「高」のものを優先評価化学物質相当と判定し、優先評価化学物質の指定根拠とする。また、優先度「中」「低」に分類されるものでも、3省の審議会において専門家による詳細評価の結果、必要性が認められれば優先評価化学物質相当と判定し、優先評価化学物質の指定根拠

とする。

#### **暴露クラスの算出方法**

評価の前年度における事業者等からの届出情報（製造・輸入数量、用途）を用いる。

【評価の前年度に優先評価化学物質としての届出がされた物質】

スクリーニング評価用排出係数を用いて推計排出量を算出するなど、スクリーニング評価における暴露クラスの算出方法に準じて算出する。

【評価の前年度に一般化学物質としての届出がされた物質】

優先評価化学物質としての数量が把握できないため対象外とする。

#### **有害性クラスの算出方法**

一般化学物質のスクリーニング評価と同じ算出方法とする。

#### **優先度マトリックス**

一般化学物質のスクリーニング評価と同じ優先度マトリックスを用いる。

#### **専門家による選定方法**

一般化学物質のスクリーニング評価と同じ選定方法とする。

### **3. 優先度判定案及び専門家による詳細評価**

2. の評価方法に沿って評価を実施した優先度判定案及び専門家による詳細評価については以下の通り。

人健康に関する優先判定案：資料3-3

生態影響に関する優先度判定案：資料3-4

PRTR 排出量による暴露クラスの見直し：資料3-5

環境中濃度による詳細評価：資料3-6

### **4. 今後の取扱い**

指定根拠ではない項目での評価において優先評価化学物質相当と判定された物質については、新たに判定された項目を優先評価化学物質の指定根拠に追加し、リスク評価の対象とする。

また、指定根拠ではない項目での評価において、優先評価化学物質相当と判定されなかった物質については、最新の暴露クラスを用いて毎年度同様の評価を行う。

なお、今後においても、新たに有害性クラスの付与を行うことができた優先評価化学物質については、スクリーニング評価に準じた評価の対象として加えることとする。